

# 報 道 資 料

平成22年10月30日  
奈良県消費・生活安全課  
食品安全推進係  
担当：姫野・村田  
電話：0742-27-8681

## 食品の残留基準違反について

平成22年10月30日（土）、大阪府健康医療部食の安全推進課から「府内のスーパーで販売されている鶏ささみを収去し、動物用医薬品の検査を実施したところ、食品衛生法違反が判明した」旨通報がありました。直ちに郡山保健所は、当該加工者に対し立入調査を行い、食品衛生法違反として当該食品の回収を命じました。

### 1. 違反内容

違反条項：食品衛生法第11条第2項  
違反事実：スルファメトキサゾール残留基準違反  
検査結果：0.03ppm（残留基準：0.02ppm）  
結果判明日：平成22年10月30日

### 2. 対象食品

名称：鶏ささみ  
商品名：桜若鶏ささみ（国産）  
包装形態：合成樹脂包装（1パック約100g包装、200g包装）  
数量：平成22年10月22日仕入れ分 96kg

	10月24日加工分	10月25日加工分	10月26日加工分
200g包装	181	70	131
100g包装	66	53	79
消費期限	10月25日	10月26日	10月27日

### 3. 加工者

営業者氏名：-----  
営業所所在地：奈良県大和郡山市

### 4. 措置

食品衛生法第54条に基づく回収命令

### 5. 仕入れ先等

当該食品は、宮崎県の業者から仕入れた鶏ささみを上記3.の加工者で小分け包装したものです。

今回違反のあった「スルファメトキサゾール」については、通常の食生活で食べる量では、健康への影響はありません。

### ※ 参 考

スルファメトキサゾールはサルファ剤の一種で、抗菌剤のトリメトプリムとの合剤として、ヒトや豚、鶏の感染症の予防及び治療に使用されています。

スルファメトキサゾールのADI（一日摂取許容量）は設定されていませんが、EUではサルファ剤（合計）として、動物の筋肉や脂肪、肝臓、腎臓、乳について、残留しても人の健康に影響がないと判断される最大濃度（MRL）を0.1ppmと定めています。